

実弾射撃

大村部隊では5月中の池田射撃場の使用日程をつぎのとおり変更しますから充分注意してください。

実施日程=5月25日から30日まで。(庶務課)

大村市政だより

昭和38年4月22日第三種郵便物認可 毎月3回1日・10日・20日発行 発行所 大村市役所印刷所 つじ印刷所 定価 1部5円

■ 本号の内容

- 監査の結果
福祉事務所...1ページ
農林課...2ページ
建設課...3ページ
お知らせ...4ページ

監査公表

大村市監査公表第1号

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和38年4月3日

大村市監査委員 林田安彦 同 三島恵吉

- 1 監査の種類 定期監査
2 監査の対象 および時期 福祉事務所 (1月23日~25日) 農林課 (1月28日~2月1日) 建設課 (2月4日~5日)
3 監査の結果

総括
1 文書ならびに会計諸帳票の整理事務についてはかねがね監査検査等において注意を喚起しているものであるが、本監査においても、次の事項について留意善処が望まれ、特に事務担当者の不断の努力を期待するものである。(1) 起案文書に決裁および...

1 概況
福祉事務所は所長以下二十七名の職員が表1のとおり配置され、庶務、保護、社会および国民年金の四係に分かれ、生活保護法、社会福祉事業法、身体障害者福祉法、民生委員法などに基づき社会福祉に関する業務をそれぞれ分担している。

2 生活保護について
生活保護費の支給事務について、昭和三十五年より三十七年度(三十七年十一月末現在)までの状況を保護の種類別に示せば表2のとおりである。

3 身体障害者福祉関係について
(1) 身体障害者福祉について
昭和三十七年十二月末現在における身体障害者手帳の交付は六百九十四件となっており本年度における援護実施状況は表3・4(次頁)のとおりとなっている。

表1 職員配置状況 (38年1月末現在)
区 分 事務職員 雇 員 計
所 長 1 人 1 人
庶務係 4 4
保護係 10 10
社会係 1 2
国民年金係 2 3
計 18 27
備考 査察指導員 1名 社会福祉士 9名

表2 生活保護状況
昭和35年度 昭和36年度 昭和37年度
種別 世帯数 人員 金額 世帯数 人員 金額 世帯数 人員 金額
生活扶助 6,368 (530) 23,212 (1,934) 24,242,719 (2,020,226) 6,906 (575) 25,116 (2,093) 34,442,802 (3,039,900) 5,033 (429) 18,519 (2,814) 32,091,236 (4,011,404)
住宅扶助 3,084 (257) 11,433 (952) 13,650,977 (1,127,588) 3,406 (300) 12,917 (1,076) 2,062,749 (171,895) 2,807 (350) 10,179 (1,272) 1,847,148 (230,893)
教育扶助 4,059 (338) 9,452 (787) 3,923,651 (326,970) 4,492 (374) 10,101 (841) 4,552,207 (379,767) 3,201 (400) 7,123 (890) 3,308,445 (413,555)
医療扶助 5,271 (439) 5,890 (490) 56,061,792 (4,671,822) 5,305 (442) 6,306 (525) 61,628,155 (5,135,679) 3,977 (497) 4,546 (569) 56,824,028 (2,103,003)
出産扶助 12 (1) 12 (1) 24,350 (2,029) 18 (1) 19 (1) 71,834 (5,986) 9 (1) 9 (1) 18,565 (2,320)
生業扶助 38 (2) 38 (2) 130,500 (10,875) 82 (6) 82 (6) 448,561 (37,380) 14 (1) 14 (1) 238,896 (29,862)
葬祭扶助 15 (1) 15 (1) 90,940 (2,578) 30 (2) 30 (2) 119,467 (8,997) 14 (1) 14 (1) 63,745 (2,968)
施設扶助 (収容者日用品費) 382 (31) 382 (31) 57,750 (4,812) 369 (30) 369 (30) 73,400 (6,116) 224 (28) 224 (28) 55,400 (6,127)
計 19,229 (1,582) 50,424 (4,194) 85,896,799 (7,158,066) 20,808 (1,746) 54,934 (4,579) 115,404,675 (9,783,722) 15,279 (1,900) 46,628 (5,819) 94,447,463 (11,805,932)

(備考) 1. 昭和37年度分については、11月末現在である。
2. ※印については、敬老祝賀支給の収容者日用品費で、世帯数及び人員については生活扶助の世帯数に含み別添「別添」として計上した。
3. () 中の数字は月平均である。

表3 身体障害者並びに戦傷者援護実施状況 (37年12月末現在)
区 分 行 帳 補 養 費 興 計
36年度 新規交付数 計 36年度 交付 金額 件数 金額 件数 金額
一般身体障害者 570 20 590 43 30 125,800 14 82,430 44 208,230
戦傷病者 53 0 53 8 2 1,600 0 0 2 1,600
児童(18歳未満) 49 2 51 0 2 41,750 0 0 2 41,750
計 672 22 694 51 34 169,150 14 82,430 48 251,580

(3) 母子福祉資金について
母子福祉資金の貸付事務は昭和二十七年十二月都道府県の事務として設定されたので、昭和三十三年四月より当市へ同事務の一部委任がなされ、同年十二月当該事務の引継を行(次頁へ)

表4 身体障害者(旅客)運賃割引証交付状況

種別	汽						一 般			
	乗車回数	交付枚数	残	乗車回数	交付枚数	残	バス	単 独	介 護 付	
昭和36年度	900枚	736枚	164枚	1600枚	1492枚	108枚	1319枚	149枚	170枚	
昭和37年度	4月	-	44	-	-	37	1678	2	2	
	5月	-	47	-	-	4	952	-	-	
	6月	-	26	-	-	25	825	-	-	
	7月	200	102	95	300	222	1179	63	50	
	8月	-	59	-	-	42	824	4	-	
	9月	-	46	-	-	31	596	-	-	
	10月	200	116	74	500	59	488	1257	-	
	11月	-	57	-	-	50	-	758	2	
	12月	200	324	-	300	376	362	1170	50	50
	計	1500	871	57	2700	846	470	9239	121	102

表5 児童扶養手当交付状況 (37年12月末現在)

交付枚数	受理枚数	認定枚数	資格喪失枚数	昭和37年12月末現在支給済	支給対象児童	支給総額(12月平均)	備考
245	243	198	12	186	319	219,400	

表6 母子福祉資金交付年次比較表 (37年12月末現在)

資金別	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	3	160,000円	4	230,000円	2	100,000円
事業継続資金	14	405,000	6	285,000	13	525,000
支度資金	10	98,000	6	51,000	2	40,000
生活資金	-	-	-	-	-	-
住宅補修資金	2	45,000	3	168,000	6	335,000
修学資金	38	519,000	41	525,000	44	446,000
技能習得資金	-	-	-	-	-	-
修業資金	1	12,000	-	-	2	21,000
計	68	1,239,000	60	1,251,000	69	1,467,000

表8 生業資金貸付金年度別調定償還状況 (37年12月末現在)

区分	調定額	償 還 額		未償還額
		昭和37年度	累計額	
27年度	100,000円	1300	96,250円	3,250円
28	400,000	2,000	352,400	47,600
29	452,500	1,500	371,600	80,900
30	467,500	4,250	332,750	134,750
31	367,500	6,050	232,600	134,900
32	67,500	8,000	40,750	26,750
33	15,000	0	12,500	2,500
計	1,879,000	23,100	1,416,250	430,650

つたものであり、貸付金および返還金の状況は表6・7のとおりとなつてゐる。

4 生業資金貸付金について
生業資金貸付金の償還については表8のとおりとなつてゐるが、当該資金の貸付は昭和三十年度まで行われていたもので既に償還期限後相当年数を経過してゐるので更に実体を調査検討の上、回収不能と認められるものについては欠損処分措置を講ずるとともに、未回収貸付金の徴収確保については積極的に推進せられたい。

5 国民年金関係について
昭和三十四年四月老令廃疾または死亡によつて国民生活のそこなわれることを国民の共同運帯によつて防止し、健全な国民生活の維持および向上に寄与することを目的として、必要な年金の給付を行うため国民年金法が制定され、昭和三十四年十一月一日から無拠出制(福祉)年金制度が、続いて昭和三十五年十月一日拠出制年金制度が実施されたのであるが、当市においても国民年金係をもうけて関係事務を処理してゐる。

昭和三十六年度末および昭和三十七年十二月末現在における被保険者の状況および昭和三十七年度における印紙の売さばり状況は表9・10のとおりであり、検認状況については昭和三十七年十二月末現在四十四・八%を示し、県平均七十五・七%に比し、はるかに下回り県内最下位となつてゐる。

6 会計諸帳簿について
会計諸帳簿の整理はおおむね良好と認められたが、備品台帳、消耗品受払簿については整理が不完全で特に消耗品については、昭和三十七年七月以降整理がしてない状況であつた。一般に物品管

表7 母子福祉資金年度別調定償還状況 (37年12月末現在)

区分	調定額	償 還 額		未償還額
		昭和37年度	累計額	
32年度	183,955円	3,200円	171,218円	12,737円
33	857,415	13,429	743,015	114,400
34	1,127,403	23,554	867,356	260,047
35	1,223,519	33,347	960,397	263,122
36	1,279,306	69,264	1,016,203	263,103
37(12月現在)	1,049,672	75,976	-	-
計	5,721,270	902,540	3,758,189	913,409

表9 国民年金被保険者状況

区分	強制加入		任意加入			合計	
	人員	指数	若年者	青年者	小計	人員	指数
昭和36年度末	9920	100%	816	100%	524	1140	100%
昭和37年12月末	10,114	101.2	846	104.9	513	1,159	101.7

表10 昭和37年度 国民年金印紙売さばり状況

区分	100円印紙			150円印紙			200円印紙			10円印紙		
	受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4月	5,668	4,498	1,170	5,760	4,422	1,338	13	13	0	25	10	15
5月	1,500	1,556	1,114	1,400	1,830	908	50	45	5	0	7	8
6月	1,100	1,242	972	1,500	1,429	979	50	19	36	60	6	62
7月	2,100	2,158	914	2,000	2,256	723	0	8	28	0	1	61
8月	1,500	1,395	1,019	1,800	1,495	1,028	0	13	15	0	3	18
9月	1,600	1,332	1,287	1,700	1,448	1,250	0	8	7	0	1	57
10月	2,700	2,512	1,475	2,700	2,267	1,713	20	6	21	0	4	53
11月	1,300	1,366	1,409	1,820	1,616	1,347	0	0	21	0	0	53
12月	4,400	3,834	1,975	4,600	4,463	1,594	50	15	56	0	7	46
1月	2,900	3,186	1,689	3,700	3,819	1,475	0	0	56	0	0	46
計	24,768	23,079	-	26,960	25,495	-	193	127	-	85	39	-

1 概況

本課は課長以下三十四名の職員(臨時職員を含む)が表11のとおり配置されてあり、農務、耕地林務、振興の四係に分れ農業、畜産業、林業、耕地に関する業務をそれぞれ分担執行してあり、特に新農村建設事業、農業構造改善事業等農業経営の改善について多大の努力が払われてゐる。

なお、昭和三十七年度農業土木事業の執行状況は昭和三十七年十二月末現在表12のとおりとなつてゐる。

■ 農 林 課

2 会計経理事務について

(1) 貸付金支払については資金前渡の方法により行われてゐるが、一つの支払については領収証を二通徴し、一通は前渡資金精算書に添付し収入役室に一通は控として支払明細書綴に編つて当課に保管されてゐるが、一つの貸付金支払については二通の領収証を徴することは適当でないので事務整理上必要ならば写を作成しておかされたい。

(2) 旅費の精算については所定の精算期間後一月以内

上も経過して精算されたものが見受けられたが、特別の理由がある場合はその旨精算書に付記して上司の承認を受けておくべきであり、また所定期間内の精算励行を厳にさせたい。

(3) 職員に貸与した物品について職員より預り証を徴していないが、物品

表12 昭和37年度農業土木事業執行状況 (37年12月末現在)

工事区分	件数	事業費	備考
単独土木費	18	1,386,100円	
単独災害	26	1,280,360	
公共災害	12	13,991,600	
新農村特別地域事業	5	2,283,000	
その他一般地域事業	7	3,133,000	
計	68	27,080,460	

表11 職員配置状況 (38年1月31日現在)

区分	人数	長		副長		その他	計
		人数	指数	人数	指数		
課長	1	1	100%	-	-	-	1
農務係	3	2	66.7%	1	33.3%	-	3
耕地係	5	1	20%	4	80%	-	5
林務係	2	1	50%	1	50%	-	2
振興係	1	1	100%	-	-	-	1
計	12	5	41.7%	7	58.3%	-	12

表13 トラクター使用状況 (35~37年度) (37年12月末現在)

区分	年度別	37年度		36年度		35年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
深耕		1,774 ^a	231,270 ^円	3,428 ^a	445,640 ^円	1,835 ^a	238,550 ^円
畦立		216 ^a	10,800	97 ^a	4,850	284 ^a	14,200
碎工		- ^a	-	870 ^a	43,500	100 ^a	5,000
運搬		210 ^a	66,624	84 ^a	111,966	462 ^a	376,280
計		-	302,714	-	605,956	-	634,030

(注) aはアルヒ系。

表14 畜産改良資金貸付金年度別比較表 (37年12月末現在)

細別	年度別	37年度		36年度		35年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
家畜導入資金	乳牛	13	91 ^円	10	70 ^円	15	90 ^円
	和牛	-	-	-	-	-	-
	豚	-	-	5	5	18	18
	小計	13	91	15	75	33	108
施設改良資金	サロ造成	-	-	-	-	-	-
	カッター購入	-	-	-	-	-	-
	畜舎構築	-	-	4	55	1	12
	代用施設構築	-	-	1	20	-	-
	小計	-	-	5	75	1	12
合計		13	91	20	150	34	120

表15 畜産改良資金貸付金年度別調定償還状況 (37年12月末現在)

区分	年度別	調定額	償還額		未償還額
			昭和37年度	累計額	
34年度		990,000 ^円	0 ^円	765,000 ^円	225,000 ^円
35年度		1,200,000	285,000	855,000	345,000
36年度		1,500,000	0	212,500	1,287,500
37年度		910,000	0	-	910,000
計		4,600,000	285,000	1,832,500	2,767,500

表16 職員配置状況 (38年1月29日現在)

区分	年度別	職数		要員		その他	計
		正	嘱	正	嘱		
課長		1	-	1	-	-	1
監理係		4	-	8	1	1	14
土木改良係		-	4	-	3	8	15
土木整備係		-	3	2	1	10	14
建築係		-	3	-	2	-	5
計		4	11	10	12	19	36

表18 未登記件数調査 (37年12月末現在)

年度別	34年度	35年度	36年度	37年度	計
件数	621 ^件	0	61 ^件	9 ^件	691 ^件

表19 昭和37年度市道借用許可及び台所用料徴収状況 (37年12月末現在)

種別	用途	台所用料	板設	水道	道路	その他	合計
許可件数	1	2	-	1	2	-	7
金額	108,896	162	-	66	5,924	-	115,028

転登記がなされないまま現在に至っているもの。および相続登記がなされてなく相続関係者が多数でそのうち死亡、失踪したものの。

(イ) 災害復旧その他の事由により急務を要するなど工事着手が登記事務に先行し関係地番、字図境界などの踏査確認が困難な状況であり、今後は所定出納簿を使用し各工事現場などに物品を交付した場合は、現場責任者より受領書を徴すとともに、これにより出納簿に払い出しの記帳をなし、工事が終了し返納された物品は出納簿に受人の記帳をするなど、常在庫量の確認物品の需給計画の便宜性を考慮した整理が望まれる。また工事用材料品について、受払簿に繰越がなされていない結果帳簿に記載されていない材料品があり、なかには使用不能のものもあつたのでその適正処理に留意されたい。

3 市道について

市道の状況については昭和三十七年十二月末現在市道として認定されたものは二百四十七路線でこのうちまだ供用開始に至っていないものが七路線となっており、市道の総延長は二百四十三キロメートルで、このうち舗装延長は七・五キロメートル(総延長対比三・一%)となつてゐる。道路

会計規則によれば貸与を受けた者より預り証を徴するよう規定されているので遵守されたい。

3 トラクター使用料について

畑作、土層改良等の事業を行うための機械施設として昭和三十四年度よりトラクターを県より借用して使用しており、その使用状況を年度別に示せば表13のとおりである。当該使用料の徴収については、前回の監査(昭和三十五年)においても調定の基礎書類の不備を指摘し、是正を要望しその後意を用いられてはいるが、なお、使用料(使用通知書、使用許可書と三連の伝票になつてゐる)と運転日誌が調定の基礎書類となつており使用料はほとんど相当期間

経過後担当課において作成されたと思料され、また、運転日誌についても係員の記入後上司への供覧手続もなされてない状況であり調定の基礎書類としては不備であるので、使用者より使用料に申請どおり実施済(面積種別等に変更があればその旨注記して)の旨の承認印(少なくとも申込者自身の署名など)徴し、おこなうに更なる適当な処理が望まれる。

また、当該使用料金の決定について条例の適用を誤つたと認められるものがあつたので、今後注意されたい。

4 林務関係について

部分林契約については、造林者が死亡した場合にその相続人は遅滞なく当該権利義務を承継した

ことを証する書類を添えてその旨を市長に届け出ることになつてゐるが死亡事実があるにもかかわらずその届出がなされずまた、当該死亡者が代表者であるのにその変更もなされてないものがある。造林者が二名以上共同して申請その他の行為をしよとする場合は代表者を選定して届け出ることになつてゐるが、選任書の添付がないので必ず徴しておかれたい。

また、造林者は市長が必要でないと思つた場合を除き、市長と協議して代表者、林野保護、産物の採取及び配分ならびに違約者に対する処置などに関する事項について規約を作成しなければならぬことになつてゐる

1 概要

本課は監理、土木改良土木整備、建築の四係に分かれ、課長以下五十六名の職員(臨時職員を含む)が表16のとおり配置されておられ、道路、橋りょう、港湾、河川、その他土木工事および建築工事の計画、設計、施行ならびに住宅建設、都市計画失業対策事業などに関する業務をそれぞれ分担執行してゐる。

事務処理については改善、向上のあとが見受けられたが細部についてはなお検討を要する点も認められるので、今後一層の努力を要望する。

なお、当年度の土木および建築工事の執行状況

は昭和三十七年十二月末現在表17のとおりとなつてゐる。

2 登記事務等について

(1) 道路工事などの用地買収に伴う登記事務については、早期処理に努力がはられてゐるが、昭和三十七年十二月末現在未登記件数の状況は表18のとおりで総件数は六百八十九筆、このうち昭和三十四年度以前の六百二十一筆がその大部分を占めており、これは前回の監査時において、当該作成提出した昭和三十五年四月三十日現在の昭和三十四年度分までの未登記四百六十一筆より増加をみているのであるがこの原因は、市道でない既存道路が市道として認定供用されたものについてその後の調査により発見されたためである。

(イ) 既存道路が市道として

表17 昭和37年度工事執行状況 (37年12月末現在)

工事種別	土木工事		建築工事	
	件数	工事費	件数	工事費
道路維持	21	952,000 ^円	10	35,122,850 ^円
新設改良	2	407,000	28	29,030,590
単独改善	20	1,015,100	3	169,300
風除雪機	15	26,695,000	28	2,481,030
郊外計画	3	17,404,000	1	37,000
計	61	26,483,100	91	91,204,358

て認定供用されたものについて現況と土地台帳字図などと不適合のもの。

(ロ) 未登記のままつきつきに転売され、所有権移

(イ) 災害復旧その他の事由により急務を要するなど工事着手が登記事務に先行し関係地番、字図境界などの踏査確認が困難な状況であり、今後は所定出納簿を使用し各工事現場などに物品を交付した場合は、現場責任者より受領書を徴すとともに、これにより出納簿に払い出しの記帳をなし、工事が終了し返納された物品は出納簿に受人の記帳をするなど、常在庫量の確認物品の需給計画の便宜性を考慮した整理が望まれる。また工事用材料品について、受払簿に繰越がなされていない結果帳簿に記載されていない材料品があり、なかには使用不能のものもあつたのでその適正処理に留意されたい。

3 市道について

市道の状況については昭和三十七年十二月末現在市道として認定されたものは二百四十七路線でこのうちまだ供用開始に至っていないものが七路線となっており、市道の総延長は二百四十三キロメートルで、このうち舗装延長は七・五キロメートル(総延長対比三・一%)となつてゐる。道路

表20 昭和37年度 失対就労状況 (37年12月末現在)

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
就労日数	日	22	22	22	22	22	22	22	22	22	198
就労人員	人	3,739	3,697	3,707	3,354	3,751	3,493	3,044	2,541	3,235	30,551
賃金支払額	円	1,314,435	1,285,217	1,278,493	1,149,205	1,277,065	1,190,278	1,032,970	862,442	1,119,223	10,509,228

表21 昭和37年度 住宅使用料収入状況 (37年12月末現在)

区分	予算現額	調定額	収入済額	繰上り	繰下り	収入未済額
市営住宅	6348,660円	4921,752円	3937,265円	62.0%	80.0%	984,487円
県営住宅	1,646,880	1,219,364	1,116,712	87.8%	91.5%	1,02,652
過年度	400,000	2,180,648	299,290	74.8%	13.7%	1,881,358
計	8,395,540	8,321,764	5,353,267	63.7%	64.3%	2,969,497

表22 住宅使用料過年度分収入状況

年度	調定額	収入済額	調定対比	収入未済額
24年度	250円	0円	-%	250円
25	8,970	0	-	8,970
26	2,240	0	-	2,240
27	11,570	0	-	11,570
28	21,262	0	-	21,262
29	34,520	2,000	5.79	32,520
30	98,685	9,200	9.32	89,485
31	153,015	11,100	7.25	141,915
32	164,110	7,650	4.66	156,460
33	247,803	32,550	13.14	215,253
34	351,397	35,940	10.23	315,457
35	440,583	44,350	10.07	396,233
36	646,243	156,500	24.22	489,743
計	2,180,648	299,290	13.72	1,881,358

台帳の整備については懸念の事項であり、市道現況把握の上からも、その完成には特段の配慮が望まれる。
なお、市道占用の許可および占用料徴収状況は表19(前頁)のとおりとなつてゐる。
4 失業対策事業について
昭和三十七年度失業対策事業費は、昭和三十七年十二月末現在予算総額三千七百七十七万二千六百一十一円で執行済額は二千二百五十六万九千三十二円となつてゐる。

昭和三十七年度当該事業の概要は次のとおりである。
(1)道路整備事業……市道側溝工事二カ所、市内一円路而油修工事。
(2)水路整備事業……排水路工事三カ所、浚渫五カ所。
(3)保健衛生整備事業……清掃除草工事二カ所。
なお、失業対策事業の就労状況は表20のとおりとなつてゐるが、賃金の支払について領収証を二通徴し一通は支出命令書に添付し、一通は控としてあつたが一つの賃金支払について二通の領収証を徴することは、適当でないので担当課において

6 住宅使用料について
昭和三十七年度住宅使用料の収入状況は、昭和三十七年十二月末現在表21のとおりとなつてゐる。
必要であるならば、写を保存するようにされない。5 港灣施設使用料について
昭和三十七年度港灣施設荷揚場使用料は昭和三十七年十二月末現在十三件二万八千四百円となつてゐる。
当該使用料については前監査(昭和三十五年)において、その根拠条例たる港灣施設使用条例が実情に即しないものとして、検討を要望したのであるが、まだそのままになつてゐるので善処されたい。

現年度分については市営住宅八〇%県営住宅九一・五八%の徴収率となつてゐるが、相当期間滞納してゐる者もみうけられたので、徴収については一層の努力が期待されるものである。
過年度分については昭和三十六年度末において昭和二十四年度より同三十一年度までのうち、滞納者の行先不明のものについて欠損処分をしてゐるが、表22に示すとおり相当年数が経過したものであるについては更に実態を調査し、適宜な処置をとるよう要望する。

おしらせ Osi raise おしらせ Osi raise

みんな参加しよう

5・26……市民体育祭

恒例の市民体育祭が今年五月二十六日(日)は新緑の五月に行なわれま

千五百米競走(個人)
③婦人会の部
支部対抗リレー
綱引
マスケーム

期日 五月二十六日(日)
九時から四時半まで。(雨天の場合取止め)

④青年団の部
支部対抗十五種目
職場人の部
商店員業種別対抗リレー
職場別対抗リレー

場所 市営陸上競技場

⑤自由参加の部
フオークダンス
民踊
ラジオ体操
仮装競争(個人または団体)

種目
①町(公民館)の部
四百米リレー(組)
ボール越しリレー(組)
ボール送り競争(組)
ピン引きリレー(組)
ちどり競走(個人)
福引(個人)
札合わせ二人三脚(個人)

⑥子供会の部
八百米リレー(組)
四百米リレー(組)
四百米競走(個人)

職員を公募して下さるの

米飯提供業者登録の受付
本年度登録申請受付期限は五月二十日までとなつておりますので、該当するかたは各関係組合経由で市民課まで提出してください。(市民課)

大村の業績を求めて
松田教授の講演会
皆さんご承知の「大村純忠伝」の著者松田毅一先生(清泉女子大教授、横浜国立大学経済学部講師)をお迎えして「南欧の四季に大村純忠の業績を求めて」という演題のもとに、五月二十一(日)午後四時より園芸高校講堂で講演をさせていただきます。

①今年三月才一回の投与をうけたもの。
②昭和三十七年十二月一日から三十八年二月二十八日まで生れたもの。

春の交通安全運動
お互いにきまりを守り
事故をなくそう。

二回目の小児マヒ生ワクチンの投与を行ないます。該当者

五月十一日から二十日までの十日間、全国一斉に春の交通安全運動が行なわれます。

投与日 投与場所 該当地
5月20日 竹松小 竹松
5月21日 黒木小 黒木北川内
5月21日 東大村小 大多武
5月21日 松原小 松原
5月22日 菅瀬小 菅瀬
5月22日 鈴田小 鈴田
5月24日 中央小 中央小学校区
5月24日 西大村小 西大村小学校区
5月24日 三浦小 三浦
5月27日 三城小 三城小学校区
5月27日 大村小 大村小学校区
※時間はいずれも1時30分から3時まで。
当日は母子手帳を持参してください。(保健衛生課)

農業構造改善 業部落説明会日程表

月日	時間	場所	参集範圍
5.14	9.30	吉賀奇クラブ	吉賀島、島原
"	14.00	西大村農協支所	草馬場、下町、水田、上、下掛出津松並、西小路、辻田、新城、松山
5.15	9.30	寿占公民館	寿占、沖田、皆同
"	14.00	植松公民館	桜馬場、植松
5.16	9.30	弥勤寺公民館	立福寺、弥勤寺、矢上、草場
"	14.00	今富公民館	今富、野田、重井田
5.17	9.30	東光寺公民館	中部より上
"	14.00	山下梶毛公民館	中部より下
5.18	9.30	竹松神社社会館	竹松一円
5.20	9.30	萱瀬公民館	旧萱瀬農協管内
"	14.00	原公民館	旧萱瀬第1農協管内

(大村警察署、大村市交通安全協会)